

戦後復興と環境関連のシステム

小 野 田 撰 子

はじめに

1. 都市計画と緑地保全
2. 環境影響評価の位置
 - (1)日本の環境保護の法的背景
 - (2)ドイツの環境保護の法的背景
 - (3)中国の環境保護の法的背景
3. 「持続的な発展」の問題と環境政策
4. 民主主義的或いは機能的プロセスとしての可能性／意志決定のプロセス
5. 政策決定力とデータの蓄積／記憶の蓄積

おわりに

はじめに

第二次世界大戦後、各国の復興の核となった工業化の条件に関しては、スピード、生産体制、熟練労働者、資本の投入、各種の法整備が不可欠であった。ドイツと日本がそれぞれヨーロッパとアジアにおけるアメリカの対共産主義の「砦」となった社会体制の土台には、巨額の資本を投入した「経済大国への大いなる可能性の道」が準備されていた。

そのような状況の中で、国家の可能性はその効率性と徹底性において「国家が社会を作る」という点で国民との関係を展望あるものにした。その可能性は今日でも本質的に変わっていない。重要なのは、その国家が何を追求し、どちらの方向を向いているかということであり、言い換えれば、国民との関係において、どのような存在になっているかということである。この関係は、人々の意識の中で変わっていくものでもあり、また国家自身が変わっていくことによって変化するものであるが、時代を経ても「変わらないもの」をどのようにその社会が捉え、システムとして受け継いでいるかによって、その社会の状況は大きく異なる。

そのような社会と人との関係を、国家機関の責任の所在という点で捉えるために、一つの例として環境関連のシステムをあげてみる。この環境関連のシステムは、経済発展と強く結びついており、しばしばその発展の方向性と対極にあるものとして位置付けられてきた。今日でこそ、環境問題の深刻さが叫ばれるようになってようやく脚光を浴びてきたものの、日本においては環境関連のシステムはシステムとしては非常に弱いものとなっている。その弱さは、環境問題が国民の健康や幸福に直結するものであるがゆえに、社会と人間との関係の弱さであると言える。

かといってここでは条例と法律について細かく分析するのではなく、それらに基づいて人々がどのように動いているかを見てみたい。法律はしばしばその時代の現状を反映するものではあっても、常に「最善のもの」であるとは限らないからである。したがって、その法律乃至条例の本質を捉えることによって、社会関係を捉えることを目的とする。

1. 都市計画と緑地保全

ドイツをはじめとする欧米の都市計画における公共の介入は、その統制(コントロール)という形での社会的技術として捉えることが出来、また同時に都市における階級問題の一部として捉えることができる。これは主に産業革命以降の大規模で急速な社会変化に伴う都市の貧困層の住宅問題、スラム化、無秩序性を克服するために発達した。欧米ではその中心的役割を担ったのが「プランナー」であった¹⁾。

ドイツではフランスをはじめとする各国境線の確定と共に、戦災を免れた戦前の町並みや歴史的な道路と、戦後復興の計画をいかに整合させるかが大きな課題となり、しばしば連合軍のプランと、ドイツ側住民の意向が対立した²⁾。結局、多くの場合歴史的な建築物の復興と、戦後の建物との調和の下に、都市計画がすすめられ、都市部と一体になった深い森は残された。都市を巡るマスタープランは、プランナーの計画と住民の意向の下で、形成されていった。

日本の場合、敗戦後の占領軍による農地改革によって、大規模かつ徹底した土地改革が行われ、戦後の土地制度が出発した。都市計画は戦後の首都圏の計画を除き自治体の「長期計画」や「中期計画」のマスタープランの中に位置付けられ、比較的変更のききにくいシステムの中で実施されている。戦後復興の中で、政府主導の都市計画はごくわずかな例を除き、民間の住宅建設と調和するものではなく、いわゆる「無秩序な開発」が進行した。その反省として現在、多くの区画整理ではこの「無秩序な開発をさけるため」という項目がその開発目的の中にかかげられている。しかし又、皮肉なことに民間ないし公共の住宅建設を目的とする開発は、各種の法律、条例とともに、都市計画の側面から見た緑地保全という点に関して、「公共の利益」を先頭にかかげることになった。「無秩序な開発」が、(主に法の不備の中で増大した)「産業廃棄物処理場」や「違法建築」を生じさせたとして、法そのものの見直しよりも、新たな「秩序ある開発」によってこれらの諸問題を解決しようとする姿勢は代表的な例であると言えよう。従って、緑地保全に関しては、民間、公的機関の双方が、基本計画の中で軽視する傾向を持ち、その社会的影響乃至将来の世代への責任という点で、不十分な位置づけしか行っていないのが現状である。

日本では1946年特別都市計画法によって戦後復興事業が本格化し、その間の朝鮮戦争特需、ドッジ・ラインの均衡予算などの影響を受けた。1951年には日本開発銀行が(ドッジの承認を受け)日本側によって設立され、不足していた産業の設備資金の増大が実現したことは事実である。これにより、日本企業の戦後の設備の開発・改良が比較的順調に行われ、主に工業の基本である工作機械、鉄鋼業をはじめとする製造業関連の発展のスタートが切られた。すなわち、復興におけるスピードと資金の条件は揃ったわけであり、これまで東アジアにおいて「軍事大国」であった日本の、残存していた熟練労働者と技術は、戦後の「工業国」、「加工産業国」への変転を可能にした。これらは全て、戦後の新体制とアメリカの東アジア政策の変化を伴った日本支援、「核の傘」下における「平和」という、

当時考えられる最大限の工業発展の条件の下で実現していった。

都市計画はその後1960年に至るまで規模の縮小を経ながらも、主に大都市において都市整備の効果をあげた。これにより、高度経済成長期には、この大都市を基点に、郊外への商業施設や自治体主導の住宅建設、工場建設が拡大することになった。各地は鉄道で結ばれ（或いは鉄道を基盤にして拡大し）、その沿線に住宅地が広がった。その住宅地から都市中心部へむかう人々の移動をスムーズにするために列車は増発され、騒音問題等が深刻化した。地価の高騰や土地の宅地利用への流動性に対処するために何度か、政府は宅地制度審議会（宅地審議会）や都市計画法の改正等を経て、東京に集中する人口の爆発的増大に対処しようとした。しかし東京の人口は、1965年の1,087万人から1990年には1,186万人と、99万人増加（『東京都環境管理計画』東京都情報連絡室、1993年、8頁）し、昼間人口の増加に伴って、全国でも特異な都市環境となった。経済の中核機能が短期間に集中し、地価の高騰、大気汚染、土壌汚染等は、群を抜いて悪化した。経済発展の加速を担う自動車立国への道をひた走る中、その自動車が走る道路がはり巡らされ、沿岸は工業プラントにより埋め立てられた。日常生活は激変し、経木が姿を消し、ケーシング技術の発達によってプラスチックの生産が50万トンから約440万トンに達したのもこの時期である。発電される電力量は1965年には190,250（単位100万キロワット）から1985年には671,952に、原油輸入は87,627（単位1000キロリットル）から1980年には249,199（単位1000キロリットル）に増大した³⁾。

そして、公害問題が大きな影となって生活を覆いはじめた。1970年公害防止関連の14法案が制定され、他方、1971年の富山地裁のイタイイタイ病訴訟での三井金属への賠償判決、新潟地裁の昭和電工への賠償判決、1972年津地裁の四日市公害への企業の共同不法行為を認める判決、1973年の熊本地裁の水俣病でチッソに賠償を命ずる判決等、公害問題に関する企業賠償を認める判決も次々に打ち出されていった。1967年、国では公害対策基本法を制定したが、これはあくまでも経済発展と調和し、その発展をさまたげないという性格であったため、根本的な環境保護対策とは程遠いものであった。東京都では、1968年法律より厳しい排出削減を打ち出し、東京電力との間で大井火力発電所用地に関する公害防止協定（覚え書き）を交わす等、公害防止策に努めたが、実際に増大する工場、自動車排ガスによる都市部の環境悪化は、以後も続くことになった。そのなかで、大気汚染に対処する手段の一つとしての緑地の残存という選択肢は、都市計画においては見過ごされていった。

他方、区画整理によって残存緑地が大幅に減少していった事実も軽視することはできない。土地区画整理は組合方式で行うにせよ、自治体で行うにせよ、地権者主導の側面が大きい。行政側による強制収用等の場合には逆にこの地権者の権利は制限される。その場合基準となる都市計画法（1968年）は、都市計画区域の設定、土地収用法、受益者負担金制度等の手法と共に、都市計画という「公共の利益」によって双方の対立を解決する。行政によって行われる場合、まず土地の収用を前提とした計画で事業が決定し、その後に地権者との対立がおこるといったパターンを繰り返してきた。地域に合った土地利用計画の提示と住民の意見の考慮、又、農業の継続問題や相続税や固定資産税等の検討等に重点が置かれることのないままに、事業が行われてきた。その意味で、計画遂行の立場に立った行政のあり方のみが強調され、環境行政は後手に回っていくことになった。

ただ、日本の場合は都市部と地方においてはそれぞれ住宅問題と公共事業による経済活

性が重点とされたこと、また下町と商業区、新興住宅地の相克関係、という様々な点で状況は大きく変わってくる。というのは、未だに日本においては都市計画と住宅計画との関係が明確でなく、また環境保全と都市計画の整合性をはかる基準が不明確だからである。そのため、各種のデベロッパは開発目的で緑地を最小限にする傾向を強めることになった。

このような状況下で、公害防止関連の法律・条例以外は、環境関連のシステムを象徴する形でこれまで捉えられてきたのは環境影響評価の制度である。この制度は特に日本においてはしばしば環境保護のすべてを決定付ける制度であるかのように受け取られていたため、長きにわたって法律としての成立が難しい状況にあった。また条例・規定等の形で制度化されている地方でも、事業実施認可の決定に際しての付け足しのような扱いを受けることが多く、高度な学術的解析や、システムとしてのチェック機能が欠如したままであった。

「環境影響評価」は、国家或いは行政の政治力が、より将来的な意味で、事業や制度的手続きのなかでどのように責任を果たしているかを理解する一つのケースとして捉えることができる。予測し評価するという科学的検証に加えて、高度な政治力を必要とする作業だからである。

2. 環境影響評価の位置

詳細な環境影響評価が求められるべきか否かを個別の事業ごとに判断する手続き（スクリーニング）に関してはEUや中国、環境影響評価の対象となる範囲を個別の事業ごとに選定する手続き（スコーピング）は主にドイツで取り上げられている。又、代替案の検討はEU、ドイツ共に行っている。日本の場合は事業計画の決定後、事業実施の前に行われる。代替案の検討は考慮されていない。この点に関しては、アメリカの国家環境政策法（NEPA）が良く取り上げられる。この法制度は事業中止を含む代替案の提示、早期からの情報公開を主眼とし、近年訴訟から調停へと変化しつつある環境紛争の中で、制度として成熟しつつある。いわば、利害関係の調整に客観的な解決の手段を与え、そうでない場合でも大きな影響を与えているということである。

(1)日本の環境保護の法的背景

環境影響評価に関しては、日本では環境影響評価法に従って評価が行われるが、神奈川県を除きほとんどのケースで計画段階からのアセスメントが欠如しており、事業段階に入ってから評価であるため、事業の変更が行いにくい。又、代替案の提示がなく、その検討もほとんどなされない。ただ、東京都に関しては、1999年度から計画段階のアセスメントの試行—「総合環境アセスメント」が現行アセスメントに先立って導入されることになった。これは、都の策定する計画を対象にした制度で、まず、都市計画道路「放射第5号線三鷹3.2.2号線」に関して行われ、代替案も提示することになっており、計画段階からのアセスメントという意味で、国の規定よりも一歩踏み込んだものとなっている。2001年度からの本格化を前に、都の策定する計画、又個別の事業者に対する、面としての事業計画に関する包括的な計画アセスメントが実効性あるものとなるかが注目される。

環境影響評価は準備書と評価書と二段階にわかれるが、事業者の雇う調査会社の調査がどのように準備書及び評価書に盛り込まれているかが不明確で、評価そのものに科学的なチェック機能が欠如しているのが現状である。又、各種審議会の議事は非公開で、議事録

に関しても非公開である。公開の最終会議は、詳細な内容の公開ではなく、結論だけが述べられ、短いものでは15分間前後で、次の議題に移ってしまうこともある。又、生物多様性の観点からの評価がほとんどなされていないこと、事業の採算性に関する厳密で客観的な分析、その事業によって得られるメリットと、環境保全との間の「価値」の比較の基準、といった情報公開によってより深められるべき側面が大きく立ち後れていることが問題点としてあげられる。こうした情報公開の欠如と、準備書と評価書の間にほとんど修正点のない現状、また環境保全のための明確な基準がないため、環境保護 NGO 等は、勢い貴重・希少動植物保全の観点から事業全体の評価と見直しを論じていかざるを得ない。そのため事業者側と環境保護の観点に立つ人々との利害関係が真っ向から対立し、環境保全と環境影響評価の基準を巡る将来的で科学的な議論が、深められないということになる。

又、事業終了後の、事後調査の情報公開、事業と評価の適切性、費用対効果分析等の基準が曖昧である点も大きな問題である。(これに対して EU においては環境影響評価指令に基づいて評価が行われ、計画段階での評価を行うシステムが義務付けられている。又、代替案の提示と、「事業を行わない」選択肢が評価書に記述されることを義務付けている点は大きな違いである。国民、市民の意見は事業開始前に表明する機会があることが明記され、その事業の有用性に関して評価を行うための基準が存在する。)

図表 1 に明記したのは、国レベルでの緑地保全に関する法律と緑地の種類、及び東京都の条例であるが、緑地そのものを指定する以外に、「絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成四年/1992年)に関連してその生息地を保護するという考え方がある。但し、これはあまり効果をあげていない。この表で顕著なことは、主な自然環境保護は事業決定が前提となっている中で考慮されるため、その所管が実質的には建設省であるということ、第三者機関のチェックが存在しないこと、関連する法律に強制力が乏しいことであり、またこれらとは別に、関連する法に環境保護に関する規定が少ないことがあげられる。

又、条例に関しては以下の府県及び市が制定している。神奈川県と東京都以外は全て平成に入ってから制定である。

条例

北海道、岩手県、宮城県、仙台市、福島県、埼玉県、千葉県、千葉市、東京都、神奈川県、横浜市、山梨県、長野県、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、大阪市、兵庫県、神戸市、奈良県、鳥取県、広島県、山口県、福岡県、北九州市、福岡市

— 取り組み —

日本では、環境に重大な影響をおよぼすと考えられる事業について行われる環境影響評価は、発電所、ダム、区画整理事業、整備新幹線等の公共事業に関わる汚染防止等の環境保全から出発した。全国をカバーする統一的な実施の基準としての環境影響評価法は、1971年(昭和56年)の環境影響評価法案が、1973年に衆議院解散と共に審議未了廃案となり再提出もされなかったために制定されなかったが、1988年(平成5年)環境基本法が制定されたことにより、制度としての環境保全と公害防止への取り組みが法律として定められることになった。しかし、その実施にあたっては自治体の条例や閣議決定によって技術指針

図表1 緑地保全に関わる法律、条例(東京都)

施設型緑地

(名称)	(法律/条例/年)	(対象)
・都市計画緑地	都市計画法1968	都市計画法第11条第1項第2号規定の都市施設
・都市公園	都市公園法1956 東京都立公園条例1956	都市公園法第2条規定の公園、緑地
・港湾環境整備施設	港湾法1950	港湾法第2条第5項規定の海浜、緑地、広場
・海上公園	地方自治法1947 都海上公園条例1975	臨海地域/水域に都が設置する公園(都立公園を除く)

地域性緑地

(名称)	(法律/条例)	(対象)
・自然環境保全地域	(地方自治法) / 東京における自然の保護と 回復に関する条例1972 (自然保護条例)	・自然環境保全法第22条の規定により環境大臣が指定する自然環境保全地域でその自然の保護のために知事が指定する地域
・緑地保全地域		・市街地とその周辺地の樹林地、水辺等の自然の保護のために知事が指定する地域
・里山保全地域	自然保護条例改正による新 項目(2001年4月施行)	・雑木林、農地、湧水等が一体となって多様な動植物が生息する丘陵地及び平坦地の自然保護と回復のために知事が指定する区域
・森林環境保全地域		・水源を涵養、又は多様な動植物が生息する良好な植林された森林の存する地域の自然の保護と回復のために知事が指定する区域
・歴史環境保全地域		・歴史的遺産と一体となった自然の保護のために知事が指定する地域
・保安林	森林法1951	
・風致地区	都市計画法(風致地区内における建築等の規制に基準を定める政令1969) 東京都風致地区条例1970	・都市の風致を維持するため知事が指定する地域
・生産緑地地区	生産緑地法1974	・農林漁業との調整をはかりながら良好な都市環境の形成に資するため、都市計画で定める農地等
・緑地保全地区 ・市民緑地	都市緑地保全法1973	・良好な自然的環境を形成している緑地で、特に保全をはかるため都市計画で定める地区
・国立公園	自然公園法1957	・国の指定する傑出した自然の風景地で、事業は国または一部都が行うもの
・国定公園		・国が都の申し出により指定する国立公園に準ずる自然の風景地で、事業は都が行うもの
・都立自然公園		・自然の風景地の保護と利用をはかり都民の保健、休養及び教化に資する区域
・保存樹・保存樹林	都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律1962(各区市条例)	・都市計画区域内において都市の美観風致を維持するため区市町村長が指定する樹林または樹木の集団
・原生自然環境保全地域	自然環境保全法1972	・原生の状態で維持している土地(1000ha以上)で保全をはかるため国が指定する地域
・自然環境保全地域		・高山、亜高山性植物が占める森林または草原等の保全をはかるため国が指定する地域
・近郊緑地保全区域 ・特別保全地区	首都近郊緑地保全法1966	・首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地の保全をはかるため内閣総理大臣が指定する区域

建設省、運輸省、国土庁（現国土交通省）、環境庁（現環境省）

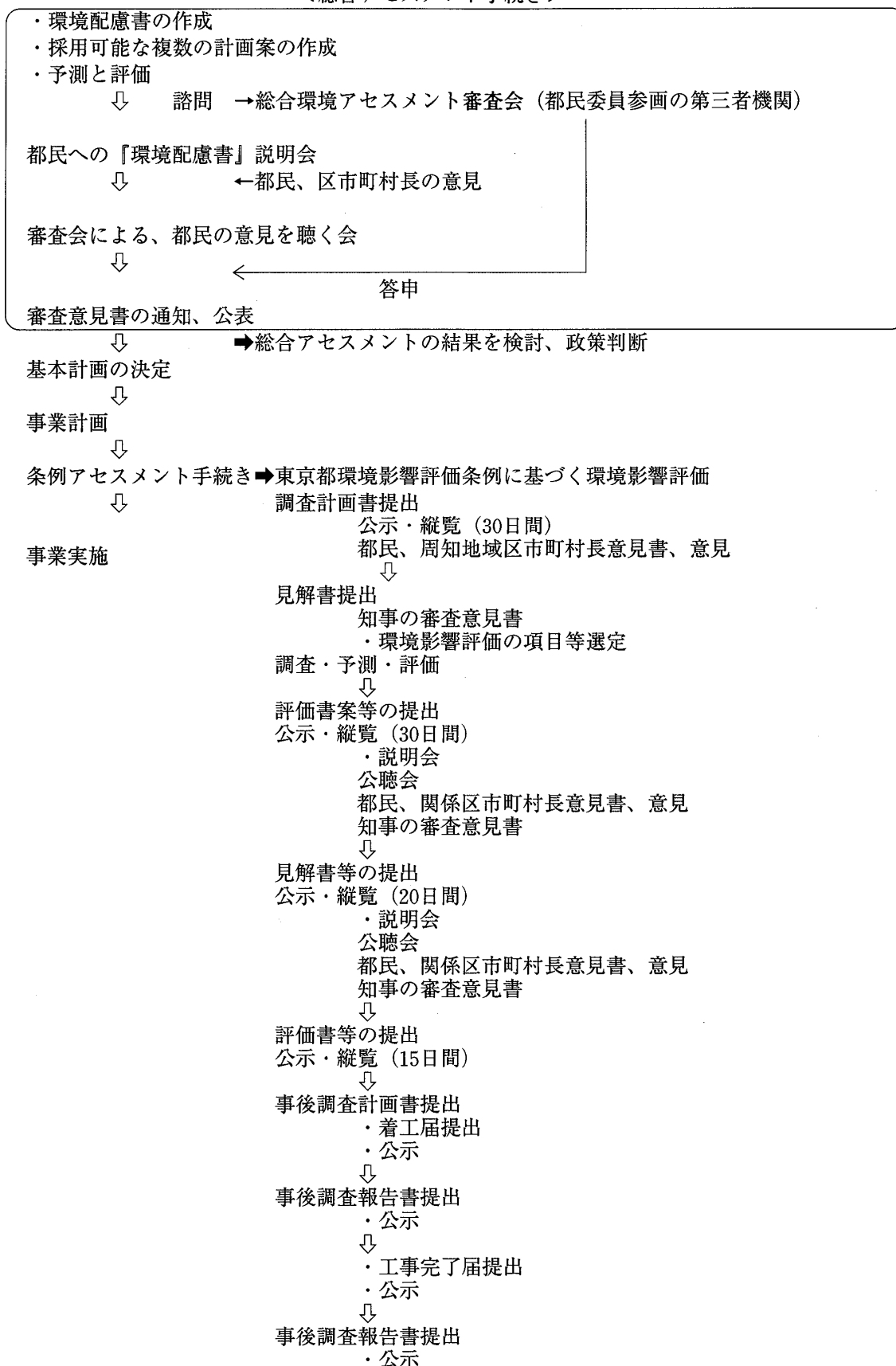
(土地買入れ義務)	(所管・管轄)
・用地先行取得対象	建設省 都市計画局
・原則として土地権限取得、設置	建設省 都市計画局、建設局
・都用地に設置	運輸省 港湾局
・都用地に設置	運輸省 港湾局

(土地買入れ義務)	(所管・管轄)
<ul style="list-style-type: none"> ・用地先行取得対象 ・都は買取り申し出に基づいて保全 ・保全地域内の土地及び都立自然公園の特別区域内の土地を時価で買い取り、適正な管理を行う 	環境保全局 環境保全局 環境保全局
	労働経済局
・規定無し	建設省 都市計画局、建設局
・市長村長は買い取り申し出に基づき、時価で買い取る	建設省 都市計画局
<ul style="list-style-type: none"> ・用地先行取得対象 ・都は買い取り申し出に基づいて時価で買い取る 	建設省 都市計画局、建設局
・用地先行取得対象	環境庁 建設局
・用地先行取得対象	
・用地先行取得対象	建設局
<ul style="list-style-type: none"> ・区市町村は援助ができる（第9条） ・都は、減免要項に基づき特定樹林地に対して固定資産税及び都市計画税の免除を実施 	建設省 建設局 環境保全局 主税局
・用地先行取得対象	環境庁 環境保全局
・用地先行取得対象	
・用地先行取得対象	国土庁 建設省 都市計画局、建設局

図表2 総合環境アセスメント制度試行の手続き(概略図)

基本計画の立案

<総合アセスメント手続き>



[東京都環境保全局資料、『東京都環境白書2000』より作成]

が決定されるにとどまり、また評価の予測やその予測をいかにチェックするかといったことに関する統一的な基準は法としては存在しなかった。このように、OECD加盟国29カ国のうち日本ただ一国のみが統一的な法制度としての環境影響評価に関する法律を持たなかったが、ようやく1997年（平成9年）には環境影響評価法が制定され1999年に施行された。⁴⁾ また、東京都の「総合アセスメント」はEUの例を参考にした試みであるが、その科学的実証とチェック機能の有効性が待たれる。（図表2）

日本の環境影響評価の大きな問題は、その内容である。行政の指導や責任、管理を示す部分はそのほとんどが「環境への影響が見られた時は適切な措置を講ずる」、「自治体の首長が意見を述べることができる」、「環境に大きな影響を与えない様つとめる」という記述に留まっている。そのため拘束力がなく、指導や基準も一方的なものに終わっている。又、日本の場合、ある開発に関して定められた緑地確保面積が例えば20%だと規定されているとすると、この20%ギリギリを満たせば良いとする傾向が強い。しかもこの場合、公園植栽等のいわゆる「後から作られる緑地」が、既存の緑地と合計されているため、生物多様性維持のための「面」としての空間を保つ開発が非常に難しくなっているという現状を生んでいる。そのためほとんどすべての開発に関して、緑地がその最低ラインギリギリしか確保されていないことは事実である。このことは、とにかく審査をクリアするための一基準としてしか環境影響評価が考慮されていないことを意味し、都市計画や緑地保全の将来的ビジョンと連動した形ではなく、目の前の開発計画をいかにすすめるかという点のみが重視されていることを意味する。したがって、「無秩序な開発」をくいとめるためという目的を掲げた事業は、目的も、手法も空洞化せざるを得なくなるのである。

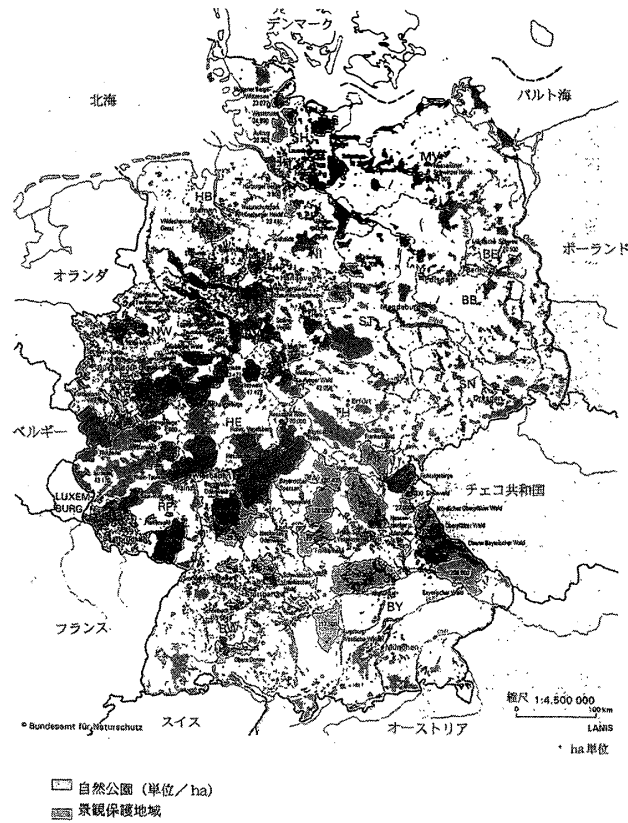
行政側の主張によれば、規制の最低ラインを設定し、後は事業者のモラルや計画に任せるとするのが基本であるが、規制の基準が曖昧であったり、拘束力がない部分に関して、事業者のモラルに任せるという点が特徴的であり、これが日本国内のこのほかの制度にもいくつか共通してみられる現象であることは興味深い。その際に、行政が長期的な視野に立って、国家レベルであれ地方自治体レベルであれ、その開発を巡ってどこに重点を、言い換えれば価値をどこに見い出しているかが重要となる。

それは例えば、住民参加の原則がどれだけ重視されているかということや、その参加した結果得られた意見をどれだけ客観的且つ科学的に考慮しているか、基本的に行政が、相反する見解や利害に関して決定を下す際の判断基準をどこに置いているかによって捉えることができる。市街地緑化対策の後退や環境影響評価の準備書と評価書の間で、環境保護に関して大きな修正点があるが、ほとんどすべてのケースで見られないという現状は、それゆえ、日本の場合は事業の「実施」が常に優先されているという傾向を示している。

(2) ドイツの環境保護の法的背景

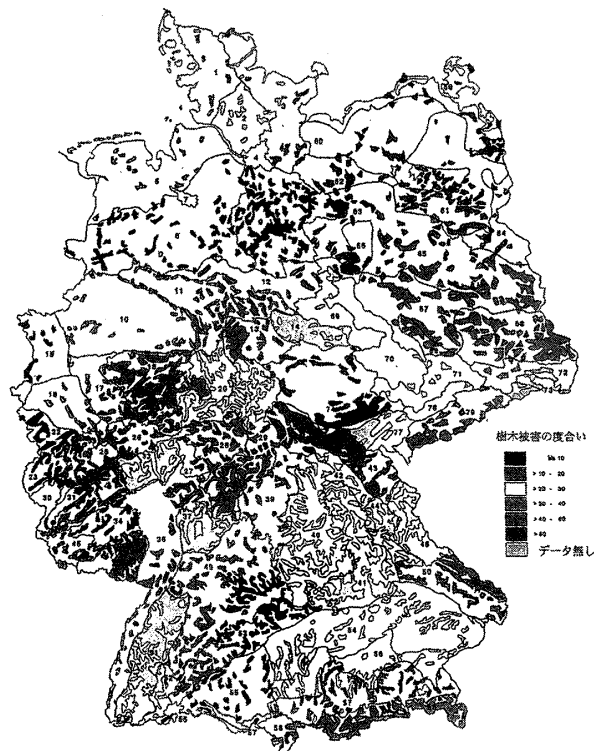
ドイツの場合では、一連のリサイクル関連法、1976年制定の連邦自然保護法、1990年制定の環境調和審査法、また環境情報法等、基本的に事前配慮の原則、原因者の原則、共同の原則を基本とした、環境重視の法体系が整備されている。これは、急速な環境破壊とそれがもたらす深刻な影響に際して危機感をつのらせた西ドイツ（統一以前）において整備されてきたものだが、統一後はこれらの法に加えて、環境政策はEUの規制と並行した形ですすめられている。又、アジア大平洋経済社会委員会（ESCAP）、アジア開発銀行、世界銀行のガイドラインにも準拠する様すすめられている。

図表3 ドイツ国内の自然公園ならびに景観保護地域



出典/Daten zur Umwelt, S.393. Quelle: Bundesamt für Naturschutz

図表4 ドイツ国内の森林被害 1991年



出典/Daten zur Umwelt, S. 416. Quelle: Bundesministerium für Ernährung, Landwirtschaft und Fosten, Umweltbundesamt/UMPLIS

1985年6月EU理事会で採択されたEU指令／一定の公共及び民間事業の環境影響評価に関する理事会指令 Council Directive on the Assessment of the Effects of Certain Public and Private Projects on the Environment は、加盟国が三年以内に国内法令の整備を果たすべきと規定した。第三条では、人間、動物ならびに植物、土壌、水、大気、気象及び景観、以上の要因間の相互作用、物的財産ならびに文化的遺産を選定した上で、環境保護当局、事業者、許認可担当当局による環境影響評価実施の是非を提案している。これはドイツの環境影響評価法第二条に規定された（評価項目の詳細は、所管官庁と事業者によるスコーピングにより選定される）。90年にはドイツが法制度を改正、追加し、既存の事業許可決定、事業の計画確定手続きに環境影響評価を取り込むという形で、制度化のための法改正（11項目）を行った。こうして、EU指令に基づく環境影響評価法が制定され（1990年2月12日）、1993年の時点で、加盟国すべてがなんらかの法整備を実施していた。環境影響評価は、このようにして事業の認可手続きに組み込まれる形となっているため、住民からの意見聴取、専門家の意見は行政手続きの一環として行われる。

—取り組み—

ドイツの場合は、環境政策は環境影響評価制度一つに依存するのではなく、事業に関連した情報は環境情報公開法や行政手続法によって公開されることになっているので、情報公開関連の整備がかなり進んでいると言える。又、実際には制度を実施するのは統一ドイツ16の州（統一以前は西が11州、東が6州）であり、ベルリン、ニーダーザクセン、ノルトライン・ウエストファーレン、バーデン・ヴュルテンブルグ等は連邦としての統一的規定の他に州独自の規定がある。ただ、その基準は連邦の統一的規定に準じ、法の実施にあたっての補足や補完がほとんどである。その意味で、ドイツの環境政策、環境教育は連邦と州との間で相互に強化・補強されている。このような動きは、1990年以降に増大しはじめ、1996年には作付け面積のおよそ1.8%にのぼったエコロジー農業の運動にもあらわれている。地域から始まったエコロジー農業団体、研究会は州をこえつつ、州の取り組みを結び付けることにもなった⁵⁾。

1949年のいわゆるボン基本法は「ドイツ国民が自由な決定によって議決した憲法が効力を発生する日にその効力を失う」とあるように、暫定的なものであったが、1990年の統一以降、1994年10月に既に40回以上改正されてきた基本法は「ドイツ連邦共和国基本法」としての新しいスタートを切った。このなかで国として、環境保護を憲法の枠内で推し進める責任、それも将来の世代に対する責任として明文化した（20条）。1970年代から1980年代の徹底的な環境破壊のため、身近な森が失われ、酸性雨によって惨澹たる状態になった山々、絶滅したほ乳類、鳥類の現状⁶⁾を知って、危機感を持ったドイツと各地の人々は、以降国家目標の一つとして環境保護政策を押し進めることになる。緑の党の躍進⁷⁾はこの傾向を示すもっとも顕著な例であろう。1998年には、社会民主党と緑の党の連立協定により、原発の段階的全廃（2000年現在で建設中、計画中の原発は0であり、稼働中のものも19基にとどまっている）が表明され、環境税導入が提示され、1999年には自然エネルギー促進法の成果により、太陽エネルギーや風力発電の活用は世界トップクラスとなる等、さらに環境政策の強化が進んでいる。また、自然保護地域に関しては、旧西ドイツよりも旧東ドイツの方が自然保護地域の面積、状態共に良好であったが⁸⁾、東側への投資の増大と開発促進政策のため、今後は変化が予想される。（図表3、図表4）さらに、ラムサー

ル条約による保全地域は29箇所へのぼり⁹⁾、その他の保全地域も地図上に落としてみると多数であり、しかも日本にくらべてその面積は大きい¹⁰⁾。

法を基盤にした人々の動きは又、法に影響を与え、そのような相互作用が、国家が、或いは政治が環境という価値を目に見える形で明確にしていくことに力を貸した。ドイツの例は、環境政策に関する、政治と人々との相互作用が、戦後復興で得た経済的繁栄の中で有効に機能したひとつの例と言えよう。

(3)中国の環境保護の法的背景

中国においては、第七回全国人民代表大会常務委員会で「中華人民共和国環境保護法」(以下、環境保護法、と記述する)が1989年12月26日議決され、公布と同時に施行された¹¹⁾。これにより、1979年の「中華人民共和国環境保護法(試行)」は効力を失った。この試行法を含め、アジア諸国の環境影響評価への取り組みが比較的早くから進んだこと(1980年代から)は、その予防的効果と、先進工業諸国の前例に着目した結果であった。中国では、「中華人民共和国憲法」(1982年)と「法律」(全人大、常務委員会)「行政法規」(条例、弁法、規定)によって法システムが整備されているが¹²⁾、国と地方との関係においては、国の制度を、一部の大都市(例えば北京市)を抱える地方が補完する意味での法整備はあるものの、国が最終的に責任を持つ。

—取り組み—

中国の環境保護法は、「予防を主とする」原則を貫徹するために、環境影響評価制度、期限内の環境改善制度等を取り入れ、特に「三つの同時」制度を取り入れている点が特徴的である。「三つの同時」制度は、「新たに建設するプロジェクト、改造する建設プロジェクト、拡張する建設プロジェクト、技術的改造を加えるプロジェクトに伴って発生する汚染その他の公害を防ぐ施設を、主体プロジェクトと同時に設計し、同時に施工し、同時に稼働を開始する制度」である¹³⁾。又、管理制度の一環として、早急に改善しなければならない環境汚染問題に対処するために環境汚染費徴収制度奨励政策が制定された。

中国では基本的に環境保護行政機関、建設事業の所管行政機関、そして事業者との三者の間で環境影響評価や保護対策等が検討、調整される。同時にこの法律はOECD環境委員会が70年代に打ち出した「汚染者負担の原則」(Polluter Pays Principles)を具体化し、汚染者が環境汚染を防止し、改善し、又、開発者が同時に環境保護を行うことを規定した。又、環境保護法により国家行政の多くの部門に環境行政が組み込まれることになった。この環境保護法と建設項目環境保護管理弁法によって、環境保全のための措置を事業者にどのように行わせるかを規定している。ともあれ、中国の工業化と近代化が、先進工業諸国の環境汚染や健康被害といった過ちを繰り返すことなくいかに達成されうるかということが大きな課題であり、その意味で「三統一」(経済成長、社会発展、環境保護)は現在もなお、中国だけでなく日本を含めた各国の注目すべきプロセスであると言える。なぜなら、中国のいわゆる環境問題(主に「公害」としての)は深刻な状況にあり、経済先進国の技術移転も、コストの問題や、その地域に適合しないといった要因により、容易に進展しないからである。

環境保護法の試行法段階では絶対的に不足していた環境科学の専門家については、試行から10年後にはそれまでほぼ大学の研究室の人員に限られていた調査スタッフが増員され、影響評価の実施数も1985年段階では200件以上¹⁴⁾とされていたものが1992年の段階では

36,000件¹⁵⁾にのぼった。また、1992年現在で育成した大学、大学院、専門学校、職業高校の環境関係講座の卒業生はすでに2万人以上、環境保護行政に従事する人員は1993年現在で8.1万人¹⁶⁾で、環境保護法に規定された環境教育に力を入れた成果が明確にあらわれてきている。しかし一方、公害対策によって現状が改善される気配がなく、石炭燃焼を主な原因とする大気汚染は特に、近隣諸国を巻き込んでの環境対策が急がれる分野である¹⁷⁾。

しかし、環境影響評価の評価対象が大規模な建設事業中心であること、いわゆる環境紛争がほとんどない点、生態系全般の保護基準、アセスメントにおける住民参加というものの欠如は、環境影響評価書の形式が簡便な報告表と詳細な報告書の二種に分れていることと相まって、どの規模の事業について詳細なアセスメントを行うか、また環境への影響が大きいと判断する基準をどのように設定するかという問題と同様、行政の責任と監督システムをより前進させる必要性を示している。審査機関は各省、郡、また国レベルの環境保護局であるが、審査期間はおよそ1ヵ月から2ヵ月、代替案は検討されない。

住民の参加については、影響評価の手続きの中には規定されていない。環境影響に関する審査やその調整は環境保護部局、また事業の所管部局であり、これに建設事業者を加えた三者が評価に関わる。建設によってなんらかの影響を受ける住民に関しては（例えば高速道路、ダム等〔アンケート調査や、住民代表が審査に加わる等の措置が取られているが、よく日本の建設業者によって、「中国は大規模建設に際しての住民の立ち退きがスムーズに行われ、うらやましい」等と評されているように、訴訟や紛争はほとんどなく（この場合の環境紛争は、「環境汚染または環境破壊に関わる加害者と被害者の間の紛争¹⁸⁾』という定義である）、また法制度上そのような手続きは位置付けられておらず、行政側と住民、各部局の調整という形で事業が進行しているのが現状である。その根底には、住民の意見を聞くことによって事業実施が左右されること、また少数の反対意見によって事業の遅滞を招くことが経済的側面から問題があるとみなされていること、また国家的利益を優先させ、同時に国家が責任を負うという考え方がある。（但し、今後、住民の意見を聞くという制度上の整備に関しては、社会変化や経済・社会的影響を見ながら、検討していく余地があることが説明されている）

反面、住民の協力という点においては、法整備だけでなく、例えば貴重生物の保護のために農薬を一切使用しない農家の積極的な取り組みや、徹底した保全活動は、いくつかの領域において非常に有効に作用している。これらの農家の多くは、中央からは遠く離れた地帯の人々であるにも拘らず、農薬を使用することによって得られる簡便性、経済的利益よりは保護対策と野生動植物との共存が価値あるものとして捉えられている。この点、経済的利益と動植物の保護との間でゆれ動き続ける日本のケースと比較すると対照的なものがある。（但し、問題の次元は異なるが密猟問題は同時に深刻な現状である）これらも、職場や学校、省や郡、或いは地域が密接に関連しあった環境行政と環境教育が取り込まれている結果と言える。また、中国の国土の森林の割合が133,323（1000ha）で（1995年現在）国土に占める割合が14.3%で日本の1/5と少なく¹⁹⁾、また1960年代の伐採によって緑地が大幅に減少した反省から、「環境問題」が、身近な緑地、自然環境、生物全体の現象として捉えられている²⁰⁾。これは、1990年代後半に入ってもなお、継続している傾向である。特に、野生動植物の絶滅危惧種数、絶滅種も増加の傾向にあることから、その生物の生息地を保護することに高い関心が寄せられている。

3. 「持続的な発展」の問題と環境政策

上記の国々を含めて、各国の環境保護政策は本質的に、現状のままの経済活動がもたらした、或いは将来もたらすであろう、経済への大きなマイナスの影響に対する危機意識から生まれた。具体的な行政的措置は、汚染物質の排出を減じること、資源利用の開発利用をコントロールすること等である。その基本には、生態学、環境経済学、環境倫理学の融合という考えがある²¹⁾。

「持続的な発展」の問題は、地球環境における人間の影響の大きさを認め、今後の経済活動と資源、環境との共生を促進することを明確に表明した1992年の地球サミット（UNCED）で採択された今後の経済政策の考え方でもあるが、その発展が、人間と環境の生産的で快適な調和を目指すものであるべきとし、またそのような方向性を持った国家政策を行わなければならないことを前提とするものであることは、各国の課題となっている。この持続的な発展が、例えば企業や社会システム全体の利便性や既得権益を変更または放棄しなければならないケースが多いために、各地で利害対立がおこっている。しかし、この利害調整をはかり、国家全体として環境との調和をはかっていくことを決然と示すという点に関して、効果的に力を発揮できるのは、なんと言っても国家の政府レベルの立案と指導力である。「国家権力」はこの意味において政治力として効果的に作用する。すなわちスピードと徹底性において有効に働くことになる。

なぜなら、制度の検証はこの場合、「発展」が常に環境破壊と結びついているそのような計画を策定、認可、実施するシステムそのものに変更を加えることであって、そのことによって社会システムの一部が変わり、附随するほかの手続きにも影響を与えるからである。そのため、これまで見てきた環境影響評価そのものからも、法と人々の動きには以下のことが共通点としてあげられる。

- ・ 経済がある程度の水準まで発達した時点で、環境対策に取り組む点は各国とも共通している。
- ・ ある時点で、環境破壊や公害が、明確な不利益として、或いは証拠として生じ、それが今後の経済活動に支障をおよぼすことが明らかになった時点で、環境保護、公害防止対策に乗り出すことが多いこと。この意味で、「予防的」政策が歴史的に見て、いわゆる経済的先進国と途上国とは異なってくる。すなわち、途上国においては先進国がそれまで環境を破壊しながら発展した経済のレベルに至る前に、環境政策を強化する必要に迫られるからである。
- ・ 他の諸利益（経済的利益や利便性）に優先して保護対策を打ち出すことに、多くの費用を注ぐ価値があると認める立場が明確に表明されていることによって、行政の政治力が示されること。
- ・ 各国共に、審査機関や司法の価値観形成に過去のデータがどのように生かされているかが重要な点であること。つまり、いままでの経済活動の歴史的側面から見た、社会環境全体のデータの蓄積が、なされ、また生かされているかどうかということ。この蓄積は、例えばドイツの場合、環境政策のプロセスそのものであり、また推進力でもある。

しかし、途上国がかつて経済先進国の支配下にあった時代とそれ以前に、途上国の工業化が独自の形で存在していたことは事実であり、先進国と比較して特に際立っていた違い

は、その工業化のスピードと、いくぶん見劣りはするがその規模であった。その事実を考慮すると、環境破壊の速度もまた、途上国の「豊かさ」が、先進国のスピードと規模を追うにつれて、増大するというパターンは必然であるように思える。ではあるが、現在のところ、先進国の「負の例」を目の当たりにし、その同じ轍を踏まないようにしようという努力が特にアジアで行われている。その試みが特に苦しいものであるように見られるのは、環境破壊の、増大したスピードに、緊急に環境対策が追い付かなければならないからである。

途上国の工業化が、その同じレベルの技術力で環境対策に活用されるためには、その国や地域の多様なケースに、技術の方が適合しなければならない。しかし、先進国の関心が、「技術を現状にあわせる」という課題に対して、熱意を持って向けられているとはあまり言えない。このことは、日本の、特に中国と東南アジアに対する援助に関して言えることである。そして皮肉なことに、日本国内に対しても、その傾向は認められる。技術的側面を、地域の実状にあわせるために必要なのは、技術そのものを扱う人的交流と、地域の具体的データと特性の理解、そしてプロセスの形成である。データを歴史的に捉え、意志決定を行う必要があるのである。

4. 民主主義的或いは機能的プロセスとしての可能性／意志決定のプロセス

環境保護政策を一つの意志決定のプロセスとして捉える時、よく引き合いに出されるのは、アメリカの例である。アメリカの国家環境政策法 National Environmental Policy Act (NEPA) 1969年は、将来の世代への責任、資源利用のバランス、環境影響評価実施にあたって、大統領府直属機関の環境諮問委員会 Council on Environmental Quality (CEQ) の設立を規定しており、政府の計画する事業、政策、法案以外に、政府が補助金を出す事業に関してもアセスメントの対象となる。又、代替案については「何も行わない」という選択肢を含み、事業中止をも含めた幅広い意志決定のプロセスを活用するシステムになっている。そのため、計画早期からの情報公開と検証が行われる。これは、環境アセスメント Environmental Assessment (EA)、影響不在確認書 Findings of No Significant Impact (FONSI)、環境影響評価書 Environment Impact Statement (EIS)、最終決定記録 Record of Decision (ROD) を含んでいる。

NEPA は、1978年にその運用規定（ガイドライン）を改正し（1977年のカーター政権の大統領令第11991号による NEPA の実施状況調査を踏まえたもの）、手続きの詳細な規定や先行調査による重複や不必要に長い文書を避けるための規定、代替案の重視、調査の解析の科学性、正確性を重視することを明確にした。こうして、NEPA の実施において、各々の事業や計画に関して各省庁の各担当機関と各種の法律が、NEPA の規制との整合性と言う点で相互にかかわり合うことになり、当然、調整、協議することになる。このため、審査する側は、一連の様々なファクター、例えばコスト、工期、安全性、政治的要因、世論、といった要素のバランスを取る必要がある。つまり、最終決定に至るまでにそれらの要素の調整を行いつつ検証を行う柔軟性が求められる²²⁾。この意味で、NEPA は計画策定と意志決定のプロセスであると言える。

このプロセスから学ぶことは、単に住民参加を重視するとか、情報公開が進んでいるとか、そのような側面からのみ捉えられるメリットだけではない。このシステムがあらゆる

データの解析とその蓄積を、公正に、的確に行おうと試み、その結果によって諸利害を調整し、選択肢を決定しているところである。情報公開や、それによって得られる専門家や住民の意見はそのために使われるから意味があるのであって、単に議論を深めるためにあるのではない。したがって、このシステムを有効に運営しているのは本質的に行政であり、そのチェック機能である。

それゆえ、NEPAのようなプロセスは、例えば日本においてそのメリットを取り入れようとする場合、民主的手続きによって「合意」を形成することが常に是であるかという問題と深く関わってくる。そのような場合、戦後復興のなかで「国家」を「我々」が作ったという意識が土台にある場合とそうでない場合とでは、「合意」の形成システムは大きく変わってくる。このことは、中国における合意の過程が、常に社会と国家への奉仕の形をとってあらわれてくることにもあてはまる。人々が、ある事業や開発によって得られる利益の方により関心を持つケースが多いのは中国も日本も良く似ているが、その利益の結果に関する「責任の所在」という点では、中国においてはそれは極めて明確である。したがって、地方にはり巡らされた地域・職場社会のネットワークをとおして、事業に対する関心を強め、最終的にどのように行政側にそれが反映されるかという点では、比較した三国にもまだ課題が多いものの、「何が民主主義的であるのか」という課題に関しては、それは「手続き」である、と言わざるを得ない。実際に、アメリカにおいてさえも、「合意」が必ずしも「最良の物」であるとは限らなかった。

各国で環境政策が叫ばれるようになった80年代に至るまでの間、「冷戦」をはじめとして世界中で紛争が生じた。各国ともそのような世界情勢と危機意識にあわせるように、各種の政策が立案された。そのような状況のなかでも、国内政治の中の環境政策は、その国がいかに関心し、その行政の責任を、ある目的のために果たそうとしているかを示すものとなった。

冷戦は各々の「国家」で作られるものでもあった。プロセスとしての民主主義が、「手続き」以外の要素を持って論議される場合、それは市民の運動が常に是で国家権力はそうではないという主張を支えるものとなる危険性を持っている。環境政策がしばしば行政と市民との間で袋小路に入ってしまうのは、そのような理由によると考えられる。

日本においては戦後復興のなかで社会的インフラ整備に大きな役割を果たしたのは建設省と通産省であった（現在でもこの傾向は変わっていない）が、同時にその背景には1960年代から1970年代にかけての景気刺激策としての公共事業の増大、のちに自由化問題で相対的にアメリカの地位を下げることになる貿易関係の（主に）日米二国間の相克が、国内需要を高めるといった経済的課題を過度に重視する路線を強めていたという事実があった。

この傾向は、結果として、比較的経済が安定している時期でも国民が景気対策を常に政府に求め、その条件となる政権の安定を求めるといった傾向を定着させた。この傾向は、人々に、常に右肩上がりの経済成長が通常の状態であるという幻想を抱かせ、現在そこにある土地の上に何かを建設するという比較的簡便な「事業」を増やす結果を生じさせた。それは同時に、そのようにして形成された、似通った巨大な箱物の姿や、経済成長の記録のみを記憶として、価値として継承していく結果にもなった。

環境保護が、戦後の住宅対策や都市計画、税制の問題、公共事業と様々な側面から協議されなければならない課題であること背景には、例えばその環境保護という価値が「土

地所有に内在する義務なのだという考え方²³⁾もあるだろうし、また切迫した経済問題であるという事実も存在しているであろう。しかしこのことは、二つの「記憶」の要素を考慮しなければならない課題でもある。一つは、純粹に物理的な要素で、かつてそこに森林や丘陵、過去の遺跡のあった場所、水田、湿地、草原、かつての町並み等が存在していたところに、社会的・文化的に全く異質の施設が作られることが、その後の地域、コミュニティ、社会にある種の記憶の「分断」をもたらすものだという事実である。もう一つは、そうしたこれまでの建設活動によって得られた、事前調査、事後調査の結果の蓄積がどのようになされ、社会的に活用されているのかといった、いわば「データ」としての記憶である。前者については、開発する上である程度避けることのできない事実であることが言えるが、今回比較した三つの国のなかでは、戦前の施設を改めて建設し直す努力は、特にドイツにおいて顕著であった。後者については、三国ともに、政策決定力に直接関わる要素であることが強調されなければならない。

5. 政策決定力とデータの蓄積／記憶の蓄積

ここで比較したすべての国において言えることだが、意志決定のプロセスにおいて政治的同質性と各種審議会を含む協議機関の矮小化が、政策の「決定」能力を困難にしている現状があげられる²⁴⁾。国民が政府に依託して立案・実施している政治システムは、明確な説明と手続きによってはじめて「民主主義的」性質を持つ。

環境保護という目的は同じでも、手段、手続きがかなり違うという事実は、制度的違いや文化的違いに影響を受けるものではあるが、それを差し引いたとしても意志決定のプロセスの違いを明確に示している。又、日本における審議会の多くが、審議内容を真に公正で高度に科学的側面からシステムとして生かしていくだけの時間も、余裕もないことは問題点としてあげられる。それは、「環境対策」が、常に「経済的価値」と対立するものとして捉えられてきたために、関連する法律やシステムが意識的に形成されにくい状況にあったためである。現在のいわゆる経済的先進国のシステムは多かれ少なかれこのような歴史を持っており、「破壊した後に対策を講じる」方法をとってきた。多くの途上国が、温暖化防止のための二酸化炭素排出基準に対して先進国に意義を申し立てる背景にはそのような歴史がある。

データの蓄積は、科学的には様々な試行錯誤の結果を検証し、何がよりよい方法であるのかを、地域や時代にあわせて選定していく基準の根拠となる。又、記憶の蓄積としてのそれは、その地域や特性、時代を経て変わらず守るべきものに、どのような価値があるのかを継承していくという歴史的作業である。この二つの作業がいかに政策に不可欠であるかは、日本の公共事業の実状が示している。

又、人は現在ある諸施設や自然環境のなかで生活するものであって、それ以前にそこに何が存在していたかは、実際に体験することは出来ない。それは、社会システムが継承していく環境政策やその結果残存する様々な要素によって理解することができるのである。それゆえ、政治は、過去の多くのデータに照らして、将来にわたって人々にその価値を具体的な形として残す根拠を、常に明示する必要がある。

おわりに

私達は今日、「冷戦」ではなくなった時代だからこそ、また経済と健康に確かに忍び寄る影響を感じはじめたことによって、大手を振って環境問題を論じることができ、また社会システムそのものについてその変更や改正、前進について論議することができるようになったとも言える。しかし明らかに、冷戦以後とその前とでは政策の優先順位は、際立っていた。

冷戦下の他国へのもの見方がおのずと狭められていったのと同じように、例えば日本国内では、敗戦の現実を経済的復興によってのみ克服しようとしたことと、敗戦によって歩み出そうとした政治的理想が、1950年代に挫折したことによって、国内政治の選択肢が大きく狭められることになった。戦後復興は、復活することではなく変わる事、それもなにか自らの目標を持って、ある社会を作っていくのだという性質のものではなく、早く、大きく富をつくり出すことが、何にもまさる価値であり、同時に役に立つもの、存在する意味であるという、あらたな「先進国」意識であった。この意識はそれ自体、経済復興優先の諸制度をつくり出し、それが変更されることなく一貫して行われたため、敗戦前と敗戦後の間を分断することに大きく貢献することになった。

このような経緯の延長線上で、国家が「復興」する際になにか「以前とは違うもの」になることが、都市と環境の形を変えることに結びついた。それ自体は善悪の評価をする性質のものではないが、問題なのはそこで、破壊を伴った再生か、進歩なき現状維持かという二者択一的な選択肢のみが論じられ、両者のバランスや他の様々な選択肢を論じるシステムづくりがなされなかったということである。様々な選択肢や検討に要する時間は、経済活動の進捗に影響を与えすぎると思われたからである。

これまでの不十分なデータや検証、法とシステムの不備によって挫折した課題をもう一度検証することなく、新たな技術による「革命」によって、社会が真に成熟した思慮深いシステムを手に入れることができるのかどうか、注視する課題が、国民に課せられている。

注

- 1) 渡辺俊一『「都市計画」の誕生』柏書房、1993年、38頁。
- 2) Hartmut Frank, "Reconstruction in France and Germany during and after the Second World War," in *Comprehensive Urban Studies*, No.71, Tokyo Metropolitan University Center for Urban Studies, 2000, p.194, pp.199-200 (東京都立大学都市研究所『総合都市研究』第71号、2000年)
- 3) 総務庁統計局『日本統計年鑑』
- 4) 環境庁環境アセスメント研究会監修『環境影響評価法令・通知・条例集』新日本法規出版、1999年、法81。環境アセスメント研究会監修『環境アセスメント関係法令集』中央法規、2000年。
- 5) Umweltbundesamt, *Daten zur Umwelt—Der Zustand der Umwelt in Deutschland*, Erich Schmidt Verlag, 1997, S.81.
- 6) ebd, S.363.
- 7) Robert Hofmann, *Geschichte der deutschen Parteien : Von der kaiserzeit bis zur Gegenwart*, München : R. Piper GmbH & Co, KG, 1993, SS.288-9.
- 8) *Daten zur Umwelt*, S.384.

- 9) ebd, S.399.
- 10) ebd, S.386, S.393.
- 11) 『中華人民共和国環境保護法』中国法制出版社、1999年。
- 12) Jianfu Chen, *Chinese Law: Towards an Understanding of Chinese Law, Its Nature and Development*, Hague: Kluwer Law International, 1999, pp.100-6; 国家環境保護総局辦公庁編『環境保護文件选編 (1999)』中国環境科学出版社、2000年。
- 13) 張民・金瑞林編『中華人民共和国環境保護法解説』清華大学出版社、日本語版編集財団法人環境情報普及センター、88頁。
- 14) 西岡秀三・王華東・寧大同「中国における環境影響評価」(財)環境調査センター『環境研究』第55号、1985年、101頁。
- 15) 環境庁環境アセスメント研究会監修『世界の環境アセスメント』ぎょうせい、1996年、313頁。
- 16) 徐開欽・須藤隆一「中国における環境政策と環境教育」公害対策技術同友会『資源環境対策』第30巻第15号、1994年、40-1頁。
- 17) 酸性雨に関する脱硫法の日中共同技術協力については、定方正毅『中国で環境問題に取り組む』岩波書店、2000年、87-111頁。
- 18) 野村好弘・作本直行『発展途上国の環境法—東アジア—』アジア経済研究所、1993年、79頁。
- 19) 大蔵省印刷局『世界の統計』2000年版。
- 20) 森本美鈴「東アジア3都市市民の環境問題意識」公害対策技術同友会『資源環境対策』第30巻第15号、1994年、58頁。
- 21) 汪勁『中国環境法原理』北京大学出版社、2000年、29頁。
- 22) Charles H. Eccleston, *The NEPA Planning Process: A complete Guide with Emphasis on Efficiency*, New York: John Wiley & Sons, 1999, p.66.
- 23) 水口剛「環境基本法—市民草案の検討課題と研究成果—」リサイクル文化編集グループ『検証: 環境基本法』リサイクル文化社、1995年、85頁。
- 24) たとえば、以下の図は興味深い。Wolfgang Rudzio, *Das politische System der Bundesrepublik Deutschland*, Leske + Budrich GmbH, Opladen, S.298.

キーワード：環境保護 環境影響評価 環境アセスメント 戦後復興 環境政策
緑地保全 意志決定 都市計画 冷戦 自然保護条例

(Setsuko ONODA)